

# 受け付けは17日から来月17日まで

市・県民税の申告と所得税の確定申告

市・県民税の申告と所得税の確定申告の受け付けが、2月17日(月)から3月17日(月)まで(土・日曜日を除く)行われます。また、各地区での受け付けは下表の日程で行います。



早めに準備をして正しい申告を

## 市・県民税の申告、所得税の確定申告会場

受付期日	会場	時間
2月17日(月) ↓ 3月17日(月) (土・日曜日を除く)	市・県民税の申告は市役所6階 中会議室 所得税の確定申告は市役所6階 中会議室または 成田税務署	午前9時～正午 午後1時～5時 午前9時～正午 午後1時～5時
2月25日(火)	中郷公民館	午前9時～正午 午後1時～4時
2月26日(水)	八生公民館	
2月27日(木)	中央公民館	
3月4日(火)	公津公民館	
3月5日(水)	豊住公民館	
3月6日(木) 3月7日(金)	久住公民館 遠山公民館	

市・県民税の申告は  
17日から受付会場が変わります

市・県民税の申告は、2月3日から市役所2階の税務課で受け付けを始めていますが、17日(月)からは市役所6階のなか

からは市役所6階の中会議室に受付会場が変更になります。農業所得のある人は、2月17日(月)から受け付けします。

### 所得税の確定申告

所得税の確定申告の受け付けは、成田税務署または市役所6階の中会議室で行います。ただし、次に該当する人の所得税の確定申告については、成田税務署で申告をお願いします。○分離課税となる譲渡所得のある人  
○事業収入、不動産収入が50

0万円以上の人  
○青色申告をする人

### 受け付け方法

各会場の受け付けで番号札をお渡ししますので、順番が来るまでお待ちください。  
また、申告書の自書作成コーナーを設けましたので、ぜひご利用ください。

受付時間は午前9時～正午、午後1時～5時ですが、混雑状況によっては、午前中の受け付けは正午前に終了することがあります。

くわしくは税務課(☎20・1511  
3)または成田税務署(☎28・5151)へ。

### 教育資金に利子補給

## 「国の教育ローン」を受けている人に

市では「国の教育ローン」の融資を受け、高校・大学などに入学または在学している人や、その親族に在学期間中(最長7年間)の利子の半額を補給します。

利子補給条件「金融機関から「国の教育ローン」の融資を受

## 今月の納税

- 固定資産税・都市計画税(4期分)  
納期...2月16日(日)～28日(金)  
くわしくは資産税課(☎20-1514)へ。
- 国民健康保険税(8期分)  
介護保険料(8期分)  
納期...2月16日(日)～28日(金)  
くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

け、次の2つの条件に該当する人  
市内に1年以上住んでいる人  
市税を完納している人  
利子補給の期間「交付決定された月から在学期間(留年した年数は除く)」  
申請に必要なもの「返済予定表、住民票世帯全員が記入されているもの」の写し、市税納税証明書、印鑑、在学または入学を証明できるもの  
申請方法などくわしくは教育総務課(☎201580)へ。

# 相談日

## 市民相談所(☎20-1507)

市民行政相談 月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制)水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政合同相談 20日(木) 10時～3時

不動産相談 18日(火) 10時～正午

税務相談 18日(火) 10時～3時

外国人相談 27日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

もめごと・しんぱいごと・なやみごと相談

25日(火) 9時～4時

市民よるず相談 15日(土) 1時～4時

(市民よるず相談のみ会場はイオン成田ショッピングセンター2階特設会場)

## 工商観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

来所前に必ず電話を入れてください

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 3月13日(木) 10時～正午

(住宅の電気に関する相談も含む)

(☎22-2101・成田商工会議所)

## パートサテライト(商工会館1階)

(☎22-8281)

パートタイマー職業相談 月～金曜日 9時～4時

消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 3月4日(火) 10時～3時

社会福祉協議会(保健福祉館・☎27-7755)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 20日(木) 9時～正午

高齢者福祉課(☎20-1537)

介護相談 3月13日(木) 2時～4時

場所 住宅介護支援センター玲光苑

(☎24-2251)

児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 24日(月) 10時～3時

開発協会(市体育館・☎26-7251)

健康体力相談 火曜日 9時～正午

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時～5時

## 教育センター

(市立図書館2階・☎20-6336)

教育相談(予約制)火曜日 9時～4時

教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)



あなたの意見を市政に

市長への「手紙・FAX・電子メール」

## あなたの「声」をお聴かせください

市長への「手紙・FAX・電子メール」は、市民のみなさんが日ごろ感じている市政に対する提言・要望・意見など「生の声」を幅広く聴き、今後の市政に反映させていくための制度です。寄せら

れた提言などは担当課で協議したうえで市長に報告され、その後には市長から書面で回答します。なお、回答に要する期間は、事業によっては2カ月程度かかる場合がありますのでご了承ください。

また、担当課においても所管の事務事業への提言などをお受けしています。担当課が不明な場合は市民相談所へ問い合わせてください。

### 市長への手紙

市役所や公民館など市の公共施設や金融機関、農協などに所定の八ガキ(受取人払い)を設置してい

ます(任意なものでもかまいませんが、この場合は「市長への手紙」と明記してください)。

### 市長へのFAX

NTT成田局管内(0476局)からであれば、フリーダイヤルのため料金はかかりません。FAX番号は次のとおりです。

0120 860 279

ハローでつなく

### 市長への電子メール

市のホームページ(アドレス <http://www.city.narita.chiba.jp>)の「市長への電子メール」に接続すると、インターネットを通じて送信することができます。

みなさんから寄せられた主な内容と市の回答は、市のホームページ

「市長へのメールQ&A」で紹介しています。市のホームページは、市役所1階行政資料室、保健福祉館、市立図書館でもご覧いただけます。

くわしくは市民相談所(☎20-1507)へ。

### 住宅を建設・購入した人へ

### 5年間、

### 市で利子補給

市では、住宅金融公庫から資金を借り入れて、市内に住宅を建設または購入した場合、次の条件で利子の補給をしています。

対象 市町村税を完納しており、次のいずれかにあてはまる人  
○ 給与所得だけの人は、金銭消費

貸借抵当権設定契約(以下、金消費契約という)前年の合計収入額が800万円以下であること  
○ 給与以外の所得がある人は、金消費契約前年の合計所得額が600万円以下であること

申込期間 金融公庫との金消費契約後6カ月以内(やむを得ない理由がある場合は1年以内)

利子補給率 当初の金利マイナスイ2%(ただし1%を限度)

利子補給額 年末融資残高(1,000万円を限度)×利子補給率×2分の1(5年間補給)

なお公庫でも、年金融資・財形融資・リフォーム融資は対象になりません。

くわしくは営繕課(☎20-1552)へ。